

市県民税申告相談受付日程表

Table with columns for date (3月, 2月), venue (会場), and location (市役所本庁舎, 吹上公民館, etc.). It lists the schedule for tax declaration consultations across various municipalities and dates.

今年も所得税・市県民税(住民税)の申告時期となりました。この申告では、前年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得について計算し、税金の額を確定します。必ず期限内に正しく申告してください。

所得税確定申告が必要な方
▼事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある方
▼給与所得者で次のいずれかに該当する方
○給与の収入金額が2千万円を超える方

所得税の確定申告と市県民税の申告は3月17日(月)まで
○給与所得者(パート・アルバイト含む)で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方
▼収入、所得がない方で次の方

方は、市県民税の申告の必要はありません。
公的年金等を受給されている方へ
平成23年分以後の各年分の公的年金等の収入金額の合計額が4百万円以下かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。なお、この場合であっても、所得税の還付を受ける場合や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などで控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

市県民税の申告について
市県民税は、公的年金等の収入金額が4百万円以下でもその他の所得がある場合や医療費控除等の控除を受ける場合は、市県民税の申告が必要です。
《所得税の確定申告》
◆確定申告会場 栃木商工会議所(片柳町2丁目)
◆開設期間 2月17日(月)～3月17日(月)の9時～16時

《市県民税の申告》
◆日時および場所 申告相談受付日(表の通り)。会場はおよび日時を確認のうえ、お越しください。
◆市県民税の申告
○期間中は、市役所本庁および総合支所の市民税担当窓口では申告の受付は行いません。

混合緩和のため、なるべく割り振りの受付日に来場ください。ただし、割り振り日で都合が悪い方は他の日程および他の庁舎・会場でも受け付けします。
▽通常時間に来場できない方のため、次の期日は18時30分まで延長して受け付けします。
○西方地域2月27日(木)、28日(金)
○都賀地域3月3日(月)、4日(火)
○大平地域3月5日(水)、6日(木)
○藤岡地域3月7日(金)、10日(月)
○栃木地域3月11日(火)、12日(水)

○混雑が予想されますので、なるべく車での来場はご遠慮ください。
○次の確定申告は、市県民税会場では受け付けできない場合があります。事前に確認ください。
▽初年度の住宅借入金等特別控除▽土地や建物・株式等の譲渡所得、先物取引に係る雑所得▽準確定申告
※青色申告、国外扶養をする方の申告は受け付けできません。
◆申告に必要なもの
○売上、収入、経費などがわかる収支内訳書等
○給与収入、年金収入のある方は源泉徴収票(コピー不可)
○社会保険料(国民年金・国民健康保険等)の領収書等
○生命保険料・地震保険料等の控除証明書
○障がい者控除を受ける場合は、状況を証明する手帳もしくは証明書
○医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書、補てんされた金額のわかるもの
○その他、収入確認、控除に必要なもの
○還付申告の場合 通帳又は口座のわかるもの
○印鑑(朱肉使用のもの)
本市民税課 ☎21-2124
(2月10日以降) ☎21-2265
大務課 ☎43-9208
藤務課 ☎62-0902
都務課 ☎29-1101
西地域まちづくり課 ☎92-0304